

地域福祉計画の概要について

1 計画策定の趣旨

本市では、分野ごとの個別計画により進めてきた福祉施策に関し、平成 19 年 3 月に「東御市地域福祉計画」を策定し、第一次計画の取組成果や新たな課題を踏まえて平成 24 年 4 月に第二次東御市地域福祉計画を、平成 29 年 4 月には地域という横軸の視点から福祉を捉えるとともに個別分野に共通する理念や考えを反映させた第三次東御市地域福祉計画を策定しました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴う地域コミュニティの希薄化や社会的孤立、また、物価高騰等による生活困窮など、地域における福祉課題は複雑・多様化しています。このため、令和 2 年 4 月策定した第 4 次東御市地域福祉計画を見直し、社会情勢の変化や地域福祉の現状を、行政はもとより、市社協をはじめとする地域福祉に関する支援団体、地域、そして市民一人ひとりが主体的な行動をとり、誰もが自分らしく安心してこの地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向け、「第 5 次東御市地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、“地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え”と定義されています。

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域に関わる全ての方がそれぞれの役割を明確にし、協働して支援を必要としている人を支えていく地域福祉の取組が重要となっています。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

上位計画である東御市総合福祉計画との整合を図り、高齢者、障がい者、児童、健康保健に関わる市の分野別計画との整合・連携を図ります。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に基づく「再犯防止推進計画」を本計画に包含します。

(2) 計画の性格

本計画は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る様々な福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、行政と地域住民、関係機関等が解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

なお、地域福祉の理念を定める「地域福祉計画」をより実効性のある計画とするため、社協が策定する本計画の理念等を具現化する計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

<計画の体系図>

7議事の（1）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一本化について、にてご説明します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化による新たな課題等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
東御市総合計画	第2次（後期）				第3次（前期）					
東御市地域福祉計画	第4次					第5次				
東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画		第8期			第9期			第10期		
東御市障がい者計画 東御市障がい福祉計画 東御市障がい児福祉計画		第4次						第4次		
		第2期			第3期			第4期		
東御市子ども・子育て支援事業計画	第2期					第3期				
東御市健康づくり計画 東御市自殺対策計画	第2次（後期）					第3次（後期）				
東御市地域福祉活動計画（社協）	第4期					第5次				

